

目 次

告示	
○市町村立高等学校の廃止の認可について……………	5
通達・通知・照会	
○平成23年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務について……………	5
○史跡名勝天然記念物の新指定及び追加指定等について……………	19

告 示

北海道教育委員会告示第14号

次の市町村立高等学校の廃止は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、平成23年2月4日付けで、認可した。

平成23年2月28日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
北見市	北海道北見仁頃高等学校	平成23年3月31日	平成21年度募集停止に伴う廃止

通達・通知・照会

教義第1446号
平成23年2月28日

各 教 育 局 長
小学部及び中学部を置く
各道立特別支援学校長
北海道登別明日中等教育学校長
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立義務教育諸学校長) 様
北海道教育大学長
(各附属義務教育諸学校長)
義務教育諸学校を設置する
各学校法人理事長
(各私立義務教育諸学校長)

北海道教育委員会教育長

平成23年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局教科書課長から別記のとおり通知があったので、通知します。

(学校教育局義務教育課支援グループ)

別記

22初教科第50号
平成23年1月27日

各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長 森 晃 憲

平成23年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務について（通知）

平成23年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律、同法施行令、同法施行規則、教科書無償給与事務の手引（平成16年4月刊行）等を参照して行うほか、特に下記の事項に留意して、遺漏のないようお取り計らい願います。

また、義務教育教科書の無償給与制度は、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代を担う子供たちに対して、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、国民の負担によって昭和38年から実施されているところであり、平成23年度に使用される全ての小中学校用教科書には、その裏表紙等に無償給与制度の意義が掲載されております。

各都道府県教育委員会においては、子供たちや家庭・地域・保護者の皆様にその意義について改めて考えていただけるよう、域内実施機関及び学校へ周知徹底してください。それとともに、教科書の無償給与を受けるすべての児童・生徒に対して、この制度の意義の理解が深まる取組が行われるよう格段の御配慮をお願いします。

記

1 無償給与事務の適正な処理について

- (1) 無償給与事務が適正かつ円滑に処理されるよう留意すべき事項等について十分な指導を行われたいこと。その際には、特に別紙1の事項に十分注意すること。
- (2) 教科用特定図書等として、点字教科書及び教科用拡大図書（以下、「教科用拡大図書等」という。）を給与の対象とするが、小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒への給与と、特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒への給与は、事務処理を別とするので留意すること。
なお、小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒への教科用特定図書等の無償給与事務については、下記「5 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律に基づく「教科用特定図書等」の無償給与事務について」を参照すること。
- (3) 特別支援学校視覚障害者用（点字版）教科書については、納入指示、受領証明書の作成等の無償給与事務処理が遅延することがないように、都道府県教育委員会及び特別支援学校は、特に、取扱責任者を定めるなど適宜事務処理体制を整え、迅速、適切な処理がなされるよう措置すること。
- (4) 転学用の事務処理については、原則として、4月1日～15日（9月1日～15日）までに転入学した児童・生徒に教科書を給与した場合には、転学用として処理すること。
ただし、上記の措置によっては、著しく処理に支障を来す場合には、教科書の給与日（入学式又は始業式等）に在籍する児童・生徒に給与する教科書については、一括して前期用（後期用）で処理するなど、実態に応じた措置を講ずることも差し支えないこと。
- (5) 文部科学省に報告する受領冊数集計報告書は、次のように報告することとしているので、提出に当たっては十分注意すること。
 - ア 検定済教科書（小一報告書番号⑯、中一報告書番号⑰）については、様式番号ごとに、教科書目録に登載されている発行者の番号順にして報告すること。
【例 様式⑯（2. 東書、4. 大日本…）、様式⑰（2. 東書、4. 大日本…）】
 - イ 検定済教科書の次に以下の順により区分して報告すること。
 - (ア) 特別支援学校聴覚障害者分（17. 教出）（報告書番号⑱）
 - (イ) 特別支援学校知的障害者分（2. 東書・17. 教出）（報告書番号⑲）
 - (ウ) 一般図書分（システム掲載発行者・ボランティア団体等の順）（報告書番号⑲）
※ボランティア団体等はボランティア団体等一覧表（別紙8）に登載されている順に並べる。
 - (エ) 特別支援学校視覚障害者分（181. 東点・182. ライト・196. ヘレン・216. 支援センター・217. 日点の順）（報告書番号⑲）

2 給与対象教科書について

平成23年度においては、特に次の事項に留意すること。

- (1) 小学校用検定済教科書について
 - ア 小学校用検定済教科書は、平成23年度に新版の教科書が発行されるので、原則としてこの教科書（平成23年度使用教科書目録に登載のもの）を給与すること。（別紙2参照）
 - イ 学習指導要領において複数学年の指導内容が一体となっている教科書であって、教科書が学年別に発行されている教科（国語、書写、音楽）については、全学年について新たに採択した発行者の新版教科書を使用することが原則であるが、採択替えにより今年度と異なる発行者の教科書を使用することとなった場合、採択権者の判断により、第1・第3・第5学年については、採択変更後の発行者の新版教科書を使用し、第2・第4・第6学年については、採択変更前の発行者の新版教科書を使用することも可能であること。

- ウ 平成23年度の転学者に給与する教科書のうち、次の教科書は小学校教科書目録（平成21～22年度使用）に登載の旧版教科書であること。
- ・ 第4学年の転学者に給与する「社会」
 - ・ 第5・6学年の転学者に給与する「地図」
 - ・ 第2学年の転学者に給与する「生活」
 - ・ 第2・4・6学年の転学者に給与する「図画工作」
 - ・ 第6学年の転学者に給与する「家庭」
 - ・ 第4・6学年の転学者に給与する「保健」
- エ 以下の図書については、2冊の給与が同時に行われることとなっている。納入指示書への記載漏れがないよう注意すること。
- ・ 三省堂（国語）第2～6学年用と各学年用の別冊
 - ・ 学図（算数）第6学年用の下巻と別冊
 - ・ 大日本（理科）第4～6学年の2分冊
 - ・ 啓林館（生活）の上巻と別冊
- オ 複式学級において、教科により特別の教育課程を編成し、所属学年用の教科書及び所属学年以外の学年用の教科書を併せ使用する場合、並びに所属学年以外の学年用の教科書のみを使用する場合について、平成23年度においては、前期及び前期転学用の時点では新版下巻が発行されていないため、「社会」第3・4学年用の新版下巻、「生活」第1・2学年用の新版下巻、「図画工作」第1・2学年用、第3・4学年用、第5・6学年用の各新版下巻を、前期及び前期転学用として給与することができないこと（それぞれ旧版を給与しても差し支えないこと）。
- (2) 中学校用検定済教科書について
中学校用検定済教科書は、平成18年度から現行の教科書を使用しているため、引き続きこの教科書（平成23年度使用教科書目録に登載のもの）を給与すること（別紙3参照）。
※中等教育学校の前期課程の教科書給与は中学校に準ずる。
- (3) 文部科学省著作特別支援学校視覚障害者用（点字版）教科書について
ア 文部科学省著作特別支援学校視覚障害者用（点字版）教科書の小学部用については、平成23年度に新版の教科書が発行されるので、原則としてこの教科書（平成23年度使用教科書目録に登載のもの）を給与すること（別紙4参照）。
イ 文部科学省著作特別支援学校視覚障害者用（点字版）教科書の中学部用については、平成18年度から現行の教科書を使用しているため、引き続きこの教科書（平成23年度使用教科書目録に登載のもの）を給与すること（別紙5参照）。
なお、次に掲げる種目については、給与にあたり特に注意すること。
- (ア) 小学部用の「社会」の第4学年用については、平成22年度に給与済みの教科書を継続して使用すること。
- (イ) 中学部用の「社会」の場合、第1学年及び第2学年を通して地理的分野と歴史的分野を並行学習させる教育課程を編成する場合は、次のとおりとすること。
「社会（地理的分野）」については、第1学年前期用として「1」、「2」及び「資料編1、2」を給与し、同後期用として「3」、「4」及び「資料編3、4」を給与すること。また、第2学年前期用として「5」、「6」を、同後期用として「7」を給与すること。
「社会（歴史的分野）」については、第1学年前期用として「1」、「2」、「6」及び「資料編1」を給与し、同後期用として「3」及び「資料編2」を給与すること。また、第2学年前期用として「4」、「5」を給与すること。
例外的に第1学年で「社会（地理的分野）」、第2学年で「社会（歴史的分野）」、第3学年で「社会（公民的分野）」を学習させる教育課程を編成する場合は、給与形態が異なるので注意すること。
- ウ 学校教育法附則第9条の規定による一般図書のうち、特別支援学校視覚障害者用（点字版）教科書として無償給与の対象となる図書及びその給与時期は別紙6のとおりであること。
- (4) 文部科学省著作特別支援学校聴覚障害者用教科書について
文部科学省著作特別支援学校聴覚障害者用教科書については、平成23年度使用教科書目録に登載のものを給与すること。
- (5) 文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書について
文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書について、小学部用は、平成23年度に新版の教科書が発行されるので、原則としてこの教科書（平成23年度使用教科書目録に登載のもの）を給与すること。また、中学部用は、平成14年度から現行の教科書を使用しているため、引き続きこの教科書（平成23年度使用教科書目録に登載のもの）を給与すること。
- ただし、小学部において旧版を使用している場合は、転学者にも旧版を給与すること。

なお、給与にあたり以下の点について注意すること。

ア 小学部用

「こくご☆☆」、「こくご☆☆☆」、「さんすう☆☆」、「さんすう☆☆(1)」、「さんすう☆☆(2)」、「さんすう☆☆☆」、「おんがく☆☆」、「おんがく☆☆☆」は、第1学年から第6学年の間に児童の障害の程度に即した教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年数は指定していないこと。

ただし、1冊（「さんすう☆☆」については、(1)、(2)の2分冊）を1学年以上にわたって使用することとし、「こくご☆☆」、「さんすう☆☆」、「おんがく☆☆」の使用後に「こくご☆☆☆」、「さんすう☆☆(1)」及び「さんすう☆☆(2)」、「おんがく☆☆☆」を使用し、「こくご☆☆☆」、「さんすう☆☆(1)」及び「さんすう☆☆(2)」、「おんがく☆☆☆」の使用後に「こくご☆☆☆☆」、「さんすう☆☆☆☆」、「おんがく☆☆☆☆」を使用すること。

なお、「さんすう☆☆(1)」、「さんすう☆☆(2)」は1冊を2分冊にしたものなので、2分冊同時に給与すること。

イ 中学部用

「国語☆☆☆☆」、「数学☆☆☆☆」、「音楽☆☆☆☆」は第1学年から第3学年の間に生徒の障害の程度に即した教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年数は指定していないこと。

ただし、1冊を1学年以上にわたって使用すること。

なお、すでに給与した教科書と同じ☆の数の新版の教科書を新たに給与することはできないこと。

- (6) 平成20年3月28日付け19文科初第1357号による学校教育法施行規則等によらないで教育課程の編成を可能とする特例として文部科学大臣の指定を受ける学校にあっては、上記(1)～(5)の定めにかかわらず、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に給与して差し支えないこと。

3 学校教育法附則第9条の規定による小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用される一般図書（点字版教科書を除く。）について

- (1) 学校教育法附則第9条の規定による一般図書として無償給与の対象となるもの（教科用拡大図書等を除く。）は、別途送付する「平成23年度用一般図書契約予定一覧」（以下、「契約予定一覧」という。）のとおりとするので十分注意すること。

また、「契約予定一覧」に掲載されている一般図書であっても採択権者が採択しなければ、無償給与することはできないこと。

なお、無償給与にあたって特に次の点に留意すること。

ア 小・中学校（特別支援学級）及び特別支援学校（小・中学部）において次のような図書及び給与方法は無償給与の対象とはならないこと。

(ア) 小・中学校（小・中学部）の「道徳」における図書。

(イ) 一般図書を後期用として給与すること。

ただし、検定教科書の文字、図形等を拡大等したいわゆる「教科用拡大図書」（以下、「拡大教科書」という。）を給与する場合については、原本となる検定教科書の給与形態に準じ給与して差し支えないこと。

なお、「拡大教科書」の無償給与にあたっては別紙7に留意すること。

(ウ) 児童・生徒が使用する一般図書であっても、教室の備え付けが目的である図書。

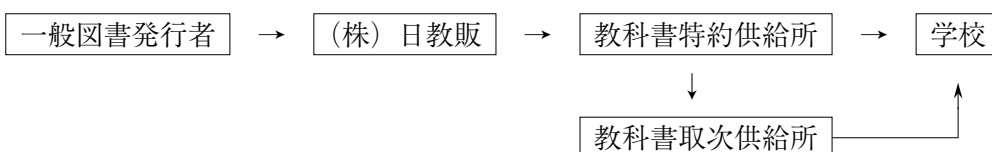
イ 検定済教科書又は文部科学省著作教科書と一般図書を併せて無償給与することはできないこと。

【例 中学校（中学部）において、検定済教科書の「音楽」と一般図書の歌集類とを併せて無償給与することはできない。】

- (2) 一般図書の供給は次の経路で行うこと。

ただし、東京点字出版所、日本ライトハウス、東京ヘレン・ケラー協会、視覚障害者支援総合センター、日本点字図書館、大活字、キューズ及びボランティア団体の発行する一般図書については直接学校へ供給すること。

また、検定済教科書発行者が発行する「拡大教科書」については、別紙9「平成23年度標準拡大教科書発注先一覧」で供給経路を確認すること。



- (3) 新たに一般図書の採択の必要が生じた場合には、円滑な供給の確保を図るため、「契約予定一覧」に掲載されているものの中から採択するように努めること。

ただし、「拡大教科書」を採択する場合にあって、児童生徒に視覚障害の程度に応じた「拡大教科書」が「契約予定一覧」に掲載されていない場合には、「契約予定一覧」

に掲載されているもの以外の「拡大教科書」を採択して差し支えないこと。

この場合、国と発行者との間で速やかに購入契約手続を行う必要があることから、直ちに教科書課まで連絡すること。

併せて、上記の取扱いについて、域内の関係機関にもそのように周知願いたいこと。

- (4) 納入指示書（「聴・知・一般図書用」－用紙番号③）は、できる限り早めに教科書特約供給所又は教科書取次供給所に交付すること。

ただし、一般図書として採択される「教科用特定図書等」については、点字教科書発行者、大活字、キューズ、ボランティア団体等については、発行者に直接交付することとし、検定済教科書発行者については、別紙9「平成23年度標準拡大教科書発注先一覧」で確認の上、指定されたものに交付することとする。

なお、一般図書の書名には、類似のものが多いため記載にあたっては、シリーズ名、巻数等を省略せずに正確な書名を記入すること。

また、納入指示冊数は、無償給与の対象となる児童・生徒数を的確に把握して決定し、過不足が生じることのないよう十分注意すること。

4 無償給与事務報告書の作成について

- (1) 平成23年度においては、受領冊数集計システムを使用して集計を行い、受領冊数集計システムで作成した電子媒体による報告書の作成と併せて、受領冊数集計システムから出力した紙媒体による報告書の作成を行うので、関係機関に周知願いたいこと。

- (2) 実施機関等において、やむを得ない事情※により受領冊数集計システムを使用している集計が困難な場合には、別途PDFファイルにより送付する「平成23年度用教科書無償給与事務報告書－様式集－」を使用して作成されたいこと。

また、ボランティア団体等が作成する「拡大教科書」の報告書の作成については別紙7のとおりであること。

なお、この場合は、各機関において様式集から必要な様式を出力して作成すること。この際、控えについても忘れずに作成すること。

※ 施設内の全てのパソコンがWindows以外のOSを使用しているため、システムがインストールできない場合や、パソコンがウイルスに侵された場合など限られた場合を想定している。

5 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律に基づく「教科用特定図書等」の無償給与事務について

- (1) 事務処理の実施については、本通知のほか、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、同法施行令、同法施行規則、障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領（以下、「要領」という。）等を参照すること。

- (2) 給与対象者については、要領に定める給与対象者であることを確認すること。

- (3) 教科用特定図書等については、納入指示、受領証明書等の無償給与事務処理が遅延することがないように、都道府県教育委員会及び学校等に取り扱い責任者を定めるなど適宜事務処理体制を整え、迅速、適切な処理がなされるよう措置すること。

- (4) 受領冊数集計報告は、「要領」別紙様式6-1、別紙様式6-2を使用し報告すること。

別紙様式6-2は、以下の順により整理すること。

- ① 検定済教科書発行者
教科書目録に記載されている発行者の番号順にする。
 - ② 181. 東点
 - ③ 182. ライト
 - ④ 196. ヘレン
 - ⑤ 216. 支援センター
 - ⑥ 217. 日点
 - ⑦ 大活字
 - ⑧ キューズ
 - ⑨ ボランティア団体等一覧表（別紙8）に記載されている順に並べる。
- (5) 給与対象教科書について
- ① 拡大教科書等については、原則として原本教科書に準じて給与すること。なお、分冊となる拡大教科書について、4月の授業開始前に一括納入されずに、分割納入となる場合は、以下の点を確認すること。
ア 年度当初（4月）の授業で使用される分冊数が、確実に授業の開始前に納入できること。
イ 4月の納入以降も、学校での授業に支障が生じない時期に確実に納入できること。
 - ② 文部科学省著作特別支援学校視覚障害者用（点字版）教科書を給与する場合は、上

記2.(3)によること。

6 「教科書給与用紙袋」の送付について

小学校（特別支援学校の小学部を含む。）第1学年の児童用「教科書給与用紙袋」については、従前同様文部科学省において作成の上、昨年度と同様、別紙10に基づき各学校へ配布すること。

また、義務教育教科書の無償給与制度は、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代を担う子供たちに対して、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、その負担によって実施されており、この制度の意義について改めて関係機関に周知願いたいこと。

別紙1

無償給与事務の適正な処理についての留意事項

1 都道府県教育委員会

- (1) 市町村教育委員会等から提出された受領報告書（⑮、⑮-1）について、集計する前の事前チェックを厳密に行うこと。（冊数、新旧版の別等不審な点についての照会、採択教科書との一致の確認など）
- (2) 受領冊数の集計事務は、都道府県教育委員会の責任において行った上で特約供給所との確認を行うこと。
- (3) 特約供給所との間で受領冊数集計報告書（⑯、⑰、⑱、⑲）と納入冊数集計表との照合確認を必ず行うこと。たとえ、中間集計表などで照合作業を行っても、正式の文書で再度照合し、その後、文部科学省に提出すること。（中間集計表では合っている場合、この報告で転記ミスしているケースがある。）なお、無償給与関係の集計事務については、実状に応じて、前期用、後期用、前期転学用、後期転学用の各区分ごとに、関係書類の確認及び指導等を行うことが望ましいこと。
- (4) 複式学級において特別な教育課程を編成している場合のみ、前期及び前期転学用として「社会」第3・4学年用、「生活」第1・2学年用、「図画工作」第1・2学年用、第3・4学年用、第5・6学年用の各旧版下巻を給与することができるので、特に留意すること。
- (5) 点字版教科書や拡大教科書に関する事務報告書は、発行者に対する交付漏れや、文部科学省への報告漏れが多いので、特別支援学校等から報告がない場合には必ず問い合わせをすること。

また、発行者への受領証明書の返付・交付にあたっては、発行者が事務処理に支障を来さぬよう、郵送期間等をも考慮のうえ、速やかに行うよう特に留意すること。

- (6) 都道府県立特別支援学校においては、都道府県教育委員会が当該学校から納入（返付）指示書（①、②、③、④）、給与児童生徒名簿（⑤、⑥、⑦）を提出させ、必ず受領証明書等の冊数と照合・確認すること。
- (7) 学校教育法附則第9条に基づく一般図書や拡大教科書等は類似の書名が多く報告誤りが多いので十分注意すること。また、域内の市町村教育委員会等で採択された一般図書であるのか否かを確認すること。
- (8) 採択替えの翌年度には、冊数はもちろん各採択地区等で採択された発行者名の確認を十分に行うこと。
- (9) 無償給与関係の諸報告についての間違いや誤りは、ただちに国庫金の支出に係る問題となるので、域内の市町村教育委員会、公立学校、国立学校、私立学校に対しその認識の徹底を図ること。
- (10) 無償給与事務処理について、責任の所在を明確にしておくこと。また、集計事務等について1人の担当者に任せるのではなく、何らかのチェック機能が働くような形を取ることが望ましいこと。
- (11) 事務担当者が替わった場合には、無償給与事務書類を十分に整備の上、事務引継ぎを正確に行い、円滑な処理が行われるよう配慮すること。
- (12) 適宜、設置者等の無償給与事務の処理状況につき、調査することができること。
- (13) 拡大教科書等については、報告の際に、一般図書（特別支援学校・学級用）と「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）」に基づく通常学級用を混同しないよう、十分注意すること。
- (14) 通常学級で拡大教科書等を給与する場合は、「障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領」の様式を使用し事務処理をすること。

2 実施機関（市町村教育委員会等）

- (1) 実施機関（市町村教育委員会等）の事務としては、受領証明書（⑩、⑪、⑫、⑬、⑭）、受領報告書（⑮、⑮-1）、納入（返付）指示書（①、②、③、④）の作成交付、給与児童生徒名簿（⑤、⑥、⑦）の作成等多岐にわたっているが、このうち、学校において担当する事務との区分を明確にし、責任の所在が不明確にならないようにすること。

- (2) 受領証明書の作成交付にあたっては、必ず給与終了後に給与名簿及び納入（返付）指示書を照合の上、受領冊数を正確に把握し、納入取次供給所との間で冊数の確認を行うこと。また、点字版教科書並びに拡大教科書等について、納入指示を発行者に直接交付したものは、受領証明書も直接交付することになるので、冊数の確認は発行者と行うこと。また、発行者への受領証明書の返付・交付にあたっては、発行者が事務処理に支障を来さぬよう、郵送期間等をも考慮のうえ、速やかに行うよう特に留意すること。
- (3) 複式学級において特別な教育課程を編成している場合のみ、前期及び前期転学用として「社会」第3・4学年用、「生活」第1・2学年用、「図画工作」第1・2学年用、第3・4学年用、第5・6学年用の各旧版下巻を給与することができるので、特に留意すること。
- (4) 受領報告書等の提出・交付にあたっては、提出・交付期限を厳守すること。
- (5) 受領報告書（聴・知・一般用）(15) 作成の際、学校教育法附則第9条に基づく一般図書については採択済の一般図書であるか否かを確認すること。
- (6) 都道府県教育委員会に提出する受領報告書は、受領証明書明細表（各学校ごと）を集計して記入するものであるため、集計ミス、転記誤り等がないよう十分慎重に取り扱うこと。
- (7) 受領証明書及び受領報告書等作成の際には、無償給与の対象とならない者（少年院等に入院している者）へ給与していないか確認すること。
- (8) 事務担当者は、学校において教科書を過剰に受領していないか、返付すべき教科書が学校に保管されていないか、給与終了後に必ず再度点検確認すること。
- (9) 学校の教科書事務担当者は交替が頻繁なため、無償給与事務書類の整備、事務引継ぎ及び新担当者への事務内容の説明が円滑に行われるよう指導すること。
- (10) 適宜、学校での教科書の保管の有無、給与児童生徒名簿と在籍者の照合、転学者に対する給与遅延の有無など、無償給与事務処理が適正に行われているかを確認すること。
- (11) 拡大教科書等については、報告の際に、一般図書（特別支援学校・学級用）と「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）」に基づく通常学級用を混同しないよう、十分注意すること。
- (12) 通常学級で拡大教科書等を給与する場合は、「障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領」の様式を使用し事務処理をすること。
- (13) 拡大教科書等について、納入指示書の交付を失念する事例が見受けられる。需要数を報告していても、納入指示書を交付しなければ給与できないので、注意すること。

3 学校

- (1) 納入指示書（①、②、③、④）は、在籍する児童・生徒に必要な教科書を受領するための書類なので、過剰な冊数、予備の冊数を見込んで納入指示を行うことは許されないこと。
複式学級のある学校においては、教科書の給与形態について特に留意の上、納入指示を行うこと。（翌年度以降複式学級となることを見込んでの過剰な給与や、1つの学年のみで編成された学級に対して、複式学級のように他学年の教科書を併せて給与するといったことは決して許されないこと。）また、発行者への受領証明書の返付・交付にあたっては、発行者が事務処理に支障を来さぬよう、郵送期間等をも考慮のうえ、速やかに行うよう特に留意すること。
- (2) 教科書無償給与の対象となる者は、国・公・私立の義務教育諸学校に在学している児童・生徒であり、少年院等は義務教育諸学校には含まれないので、給与にあたっては十分注意すること。
- (3) 電話、口頭による納入指示は、原則として認められないこと。やむを得ず電話等で行った場合でも、後から必ず納入指示書を交付すること。
- (4) 取次供給所から教科書が納入された際は、納入指示書と納入された教科書の種類及び冊数が合っているかを確認して受領すること。納入指示書の受領欄に押印して返付すること。
- (5) 転出等の事態により、受領した冊数を取次供給所に返す必要が生じた場合は、速やかに返付指示書を作成（返付冊数を○で囲む。）し、取次供給所に引き取らせること。返付した際には、取次供給所の受領印をもらうこと。返付すべき教科書を学校に保管しておくことは、間違いのもととなるので十分注意すること。
- (6) 給与児童生徒名簿（⑤、⑥、⑦）を作成したら、納入（返付）指示書の差引冊数と一致するはずであるので、両者の照合確認を必ず行うこと。
- (7) 受領証明書明細表（⑪、⑫、⑬、⑭）は、必ず教科書の給与終了後に、納入（返付）指示書及び給与児童生徒名簿等と照合の上、作成すること。
- (8) 転入者に対しては、速やかに取次供給所に納入指示書を交付して、児童・生徒への教科書の給与を迅速に行うこと。
- (9) 転出者に対しては、必ず給与証明書（⑧、⑨）を作成して交付すること。

- (10) 学校に予備の教科書を保管しておいたり、児童・生徒数を過大に見込んで教科書を納入させることなどは許されないこと。また、学校の教科書事務担当者は、教科書を過剰に受領していないか、給与終了後に必ず再度点検すること。
- (11) 取次供給所から教科書を受領する際には、児童・生徒用の無償教科書と教師用等の有償教科書との区別をはっきりとさせること。
- (12) 教科書事務担当者は、納入や返付について遺漏のないよう、学級担任等との連絡調整を十分に行うこと。
- (13) 教科書事務担当者が替わった場合には、無償給与事務書類を十分に整備の上、事務引継ぎを正確に行い、円滑な処理が行われるよう配慮すること。
- (14) 拡大教科書等については、報告の際に、一般図書（特別支援学校・学級用）と「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）」に基づく通常学級用を混同しないよう、十分注意すること。
- (15) 通常学級で拡大教科書等を給与する場合は、「障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領」の様式を使用し事務処理をすること。
- (16) 拡大教科書等について、納入指示書の交付を失念する事例が見受けられる。需要数を報告していても、納入指示書を交付しなければ給与できないので、注意すること。

4 特約供給所

- (1) 取次供給所から提出された集計表を作成すること（独自の用紙を使用し、それを集計する方式をとっている場合でも、基本は受領証明書であるから、独自の方式だけではなく、受領証明書の集計を必ず行うこと。）
- (2) 都道府県教育委員会の確認を受ける際は、納入冊数集計表に受領証明書も添付して提出すること。
- (3) 都道府県教育委員会と照合確認作業を行う際に、独自の中間集計表等で照合・確認を行う場合でも、最終的には必ず納入冊数集計表と照合・確認を行うこと。また、採択替えの翌年度には、冊数はもちろん各採択地区等で採択された発行者名の確認を十分に行うこと。なお、検定済教科書発行者が発行する拡大教科書については、報告の際に、一般図書（特別支援学校・学級用）と「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）」に基づく通常学級用を混同しないよう、十分注意すること。
- (4) 特約供給所で集計を行わず、都道府県教育委員会の集計をチェックする方式や、都道府県教育委員会の集計を特約供給所が肩替わりするような方式は認められないこと。特約供給所は、特約供給所で独自に集計業務を行うこと。
- (5) 1つの市町村教育委員会の域内に複数の取次供給所があり、教科書を供給している場合、特約供給所は市町村教育委員会ごとの納入冊数を把握できるようにしておくこと。
- (6) 転学用教科書の供給については、児童・生徒の学習に支障が生じないように、迅速に行うこと。
- (7) 域内の取次供給所に対して、無償給与事務処理や供給上の留意点について、適宜指導を行うこと。特に、学校への納入冊数と返付冊数を正確に記録し、最終的に何冊を前期用、後期用、転学用（前・後期）として納入したかを把握しておくよう指導すること。
- (8) 納入（返付）指示書や受領証明書等の書類は、国庫金の支出に関する重要な書類であるので、都道府県教育委員会や各発行者からの照会に応じられるよう、書類保管を適正に行うこと。これらの書類は、5か年間は保存すること。
- (9) 拡大教科書等については、一般図書（特別支援学校・学級用）と「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）」に基づく通常学級用を混同しないよう、十分注意すること。
- (10) 通常学級で給与される拡大教科書等に関する事務処理は、「障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領」の様式を使用すること。

5 取次供給所

- (1) 教科書の供給は、児童・生徒の学習に支障が生じないように、学校から指示された納入期日を厳守し、迅速に行うこと。特に、転学用の教科書は、迅速に処理を行い、保護者等の指摘を受けないように努めること。
- (2) 学校から電話等で納入指示を受けた場合も、教科書を搬入する際には、必ず納入指示書の交付を受け、搬入後は、納入指示書の受領欄に学校の押印を受けること。
- (3) 供給後、児童・生徒への給与が終了した頃、学校に返付冊数がないかを照会すること。そして、返付冊数があれば、速やかに受け取り、返付指示書（返付冊数は○で囲む。）に押印して学校に渡すこと。
- (4) 学校への納入冊数と返付冊数を正確に記録し、最終的に何冊を前期用、後期用、転学用（前・後期）として納入したかを把握しておくこと。
- (5) 教師用等の有償教科書と無償教科書との区別を明確にしておき、混同することがないようにすること。

- (6) 交付された納入指示書、返付指示書は大切に保管し、いつでも照会等に応じられるようにしておくこと。実施機関から、受領証明書の交付を受けた際には、冊数の確認を必ず行うこと。
- (7) 拡大教科書等については、一般図書（特別支援学校・学級用）と「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成20年法律第81号)」に基づく通常学級用を混同しないよう、十分注意すること。
- (8) 通常学級で給与される拡大教科書等に関する事務処理は、「障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領」の様式を使用すること。

別紙2

小学校用教科書の給与形態

教科用図書の種類	学年	前後	年 度		
			21	22	23
国 語	1	前後	[現1年用(上)]	[現1年用(上)]	[新1年用(上)]
			[現1年用(下)]	[現1年用(下)]	[新1年用(下)]
	2	前後	[現2年用(上)]	[現2年用(上)]	[新2年用(上)]※1
			[現2年用(下)]	[現2年用(下)]	[新2年用(下)]
	3	前後	[現3年用(上)]	[現3年用(上)]	[新3年用(上)]※1
			[現3年用(下)]	[現3年用(下)]	[新3年用(下)]
	4	前後	[現4年用(上)]	[現4年用(上)]	[新4年用(上)]※1
			[現4年用(下)]	[現4年用(下)]	[新4年用(下)]
	5	前後	[現5年用(上)]	[現5年用(上)]	[新5年用(上)]※1※2
			[現5年用(下)]	[現5年用(下)]	[新5年用(下)]
	6	前後	[現6年用(上)]	[現6年用(上)]	[新6年用(上)]※1※2
			[現6年用(下)]	[現6年用(下)]	[新6年用(下)]
書 音	写 楽	1 前	[現1年用]	[現1年用]	[新1年用]
		2 前	[現2年用]	[現2年用]	[新2年用]
		3 前	[現3年用]	[現3年用]	[新3年用]
		4 前	[現4年用]	[現4年用]	[新4年用]
		5 前	[現5年用]	[現5年用]	[新5年用]
		6 前	[現6年用]	[現6年用]	[新6年用]
社 会	3	前後	[現3・4年用(上)]	[現3・4年用(上)]	[新3・4年用(上)]
			[現3・4年用(下)]	[現3・4年用(下)]	[新3・4年用(下)]
	4	前後	現3・4年用(上)	現3・4年用(上)	現3・4年用(上)
			現3・4年用(下)	現3・4年用(下)	現3・4年用(下)
	5	前後	[現5年用(上)]	[現5年用(上)]	[新5年用(上)]※2
			[現5年用(下)]	[現5年用(下)]	[新5年用(下)]
6	前後	[現6年用(上)]	[現6年用(上)]	[新6年用(上)]※2	
		[現6年用(下)]	[現6年用(下)]	[新6年用(下)]	
地 図	4	前	[現4～6年用]	[現4～6年用]	[新4～6年用]
			現4～6年用	現4～6年用	現4～6年用
			現4～6年用	現4～6年用	現4～6年用
算 数	1	前	[現旧1年用]	[現1年用]	[新1年用]
	2	前後	[現2年用(上)]	[現2年用(上)]	[新2年用(上)]
			[現2年用(下)]	[現2年用(下)]	[新2年用(下)]
	3	前後	[現3年用(上)]	[現3年用(上)]	[新3年用(上)]
			[現3年用(下)]	[現3年用(下)]	[新3年用(下)]
	4	前後	[現4年用(上)]	[現4年用(上)]	[新4年用(上)]
			[現4年用(下)]	[現4年用(下)]	[新4年用(下)]
	5	前後	[現5年用(上)]	[現5年用(上)]	[新5年用(上)]
			[現5年用(下)]	[現5年用(下)]	[新5年用(下)]
	6	前後	[現6年用(上)]	[現6年用(上)]	[新6年用(上)]
			[現6年用(下)]	[現6年用(下)]	[新6年用(下)]※3
理 科	3	前	[現3年用]	[現3年用]	[新3年用]
	4	前後	[現4年用(上)]	[現4年用(上)]	[新4年用]※4
			[現4年用(下)]	[現4年用(下)]	(前期給与のみ)
	5	前後	[現5年用(上)]	[現5年用(上)]	[新5年用]※4
			[現5年用(下)]	[現5年用(下)]	(前期給与のみ)
6	前後	[現6年用(上)]	[現6年用(上)]	[新6年用]※4	
		[現6年用(下)]	[現6年用(下)]	(前期給与のみ)	
生 活	1	前後	[現1・2年用(上)]	[現1・2年用(上)]	[新1・2年用(上)]※5
			[現1・2年用(下)]	[現1・2年用(下)]	[新1・2年用(下)]
	2	前後	現1・2年用(上)	現1・2年用(上)	現1・2年用(上)
			現1・2年用(下)	現1・2年用(下)	現1・2年用(下)
図 画 工 作	1	前後	[現1・2年用(上)]	[現1・2年用(上)]	[新1・2年用(上)]※6
			[現1・2年用(下)]	[現1・2年用(下)]	[新1・2年用(下)]
	2	前後	現1・2年用(上)	現1・2年用(上)	現1・2年用(上)
			現1・2年用(下)	現1・2年用(下)	現1・2年用(下)
	3	前後	[現3・4年用(上)]	[現3・4年用(上)]	[新3・4年用(上)]※6
			[現3・4年用(下)]	[現3・4年用(下)]	[新3・4年用(下)]
	4	前後	現3・4年用(上)	現3・4年用(上)	現3・4年用(上)
			現3・4年用(下)	現3・4年用(下)	現3・4年用(下)
	5	前後	[現5・6年用(上)]	[現5・6年用(上)]	[新5・6年用(上)]※6
			[現5・6年用(下)]	[現5・6年用(下)]	[新5・6年用(下)]
	6	前後	現5・6年用(上)	現5・6年用(上)	現5・6年用(上)
			現5・6年用(下)	現5・6年用(下)	現5・6年用(下)
家 庭	5	前	[現5・6年用]	[現5・6年用]	[新5・6年用]
			現5・6年用	現5・6年用	現5・6年用
保 健	3	前	[現3・4年用]	[現3・4年用]	[新3・4年用]
	4	前	現3・4年用	現3・4年用	現3・4年用
	5	前	[現5・6年用]	[現5・6年用]	[新5・6年用]
6	前	現5・6年用	現5・6年用	現5・6年用	

(注) 1 [] は教科書の給与を示し、→は継続使用を示す。

- 2 新とは「小学校用教科書目録（平成23年度使用）」に登録されたもの。
現とは「小学校用教科書目録（平成21～22年度使用）」に登録されたもの。
- (その他) ※1 三省堂（国語）2～6年用については、各学年用に併せて別冊「学びを広げる」を前期に給与する。
- ※2 光村（国語・社会）5年用、6年用については、各学年で1冊となっている。
- ※3 学図（算数）6年用については、下巻に併せて別冊を給与する。
- ※4 大日本（理科）4年用、5年用、6年用については、各学年で2分冊となっている。
- ※5 啓林館（生活）については、上巻に併せて別冊を給与する。
- ※6 東書（図画工作）については、1・2年用、3・4年用、5・6年用がそれぞれ1冊となっている。
- ※7 平成23年度後期に給与することとしている教科書については、平成23年度予算で措置されるものであるので、あくまで現時点での予定である。

別紙3

中学校用教科書の給与形態

教科用図書の種類		学年	年 度		
			21	22	23
国 数 英	語 学 語	1	[現]	[新]	[新]
		2	[現]	[新]	[新]
		3	[現]	[新]	[新]
書 写	第1学年用	1	[現]	[新]	[新]
	第2・3学年用	2	[現]	[新]	[新]
		3	現	現	新
社 会	〈原則〉 第1学年（地理） 第2学年（歴史） 第3学年—公民	1	[現（地・歴）]	[新（地・歴）]	[新（地・歴）]
		2	現（地） 現（歴）	現（地） 現（歴）	新（地） 新（歴）
		3	[現（公）]	[新（公）]	[新（公）]
	〈例外〉 第1学年—地理 第2学年—歴史 第3学年—公民	1	[現（地）]	[新（地）]	[新（地）]
		2	[現（歴）]	[新（歴）]	[新（歴）]
		3	[現（公）]	[新（公）]	[新（公）]
地 音 楽 保 健 体 育	図 （器 楽 合 奏）	1	[現]	[新]	[新]
		2	現	現	新
		3	現	現	現
理 科	第 一 分 野	1	[現（上）]	[新（上）]	[新（上）]
		2	現（上） [現（下）]	現（上） [新（下）]	新（上） [新（下）]
		3	現（下）	現（下）	新（下）
	第 二 分 野	1	[現（上）]	[新（上）]	[新（上）]
		2	現（上） [現（下）]	現（上） [新（下）]	新（上） [新（下）]
		3	現（下）	現（下）	新（下）
音 楽 （一 般） 美 術	第1学年用	1	[現]	[新]	[新]
	第2・3学年用	2	[現（上）] [現（下）]	[新（上）] [新（下）]	[新（上）] [新（下）]
		3	現（上）現（下）	現（上）現（下）	新（上）新（下）
技 術 ・ 家 庭		1	[現技術分野] [現家庭分野]	[新技術分野] [新家庭分野]	[新技術分野] [新家庭分野]
		2	現技術分野 現家庭分野	現技術分野 現家庭分野	新技術分野 新家庭分野
		3	現技術分野 現家庭分野	現技術分野 現家庭分野	現技術分野 現家庭分野

- (注) 1 [] は教科書の給与を示し、→は継続使用を示す。
2 新とは「中学校用教科書目録（平成23年度使用）」に登録されたもの。
現とは「中学校用教科書目録（平成18～21年度使用）」に登録されたもの。
3 地は「地理」、歴は「歴史」、公は「公民」をそれぞれ示す。

別紙4

特別支援学校小学部視覚障害者用著作教科書（点字版）の給与形態

教科用図書の種類		学 年	前 後	年 度			
				21	22		23
国 語	1	前後	現1-1	現1-1	新1-1 1-2		
			現1-2	現1-2	新1-3		
		前後	現2-1	現2-1	新2-1		
			現2-2	現2-2	新2-2		
		前後	現3-1	現3-1	新3-1		
			現3-2	現3-2	新3-2		
	4	前後	現4-1	現4-1	新4-1		
		前後	現4-2	現4-2	新4-2		
	5	前後	現5-1	現5-1	新5-1		
		前後	現5-2	現5-2	新5-2		
	6	前後	現6-1	現6-1	新6-1		
		前後	現6-2	現6-2	新6-2		
3	前後	現3-1 3-2 3-3	現3-1 3-2 3-3	新3-1 3-2 3-3			
		現3-4 3-5 3-6 3-7	現3-4 3-5 3-6 3-7	新3-4 3-5 3-6 3-7			

社	会	4	前後	(現3-1 3-2 3-3 現3-4 3-5 3-6 3-7)	(現3-1 3-2 3-3 現3-4 3-5 3-6 3-7)	(現3-1 3-2 3-3 現3-4 3-5 3-6 3-7)
		5	前後	現5-1 5-2 5-3 現5-4 5-5	現5-1 5-2 5-3 現5-4 5-5	新5-1 5-2 5-3 新5-4 5-5
		6	前後	現6-1 6-2 6-3 6-4 現6-5 6-6	現6-1 6-2 6-3 6-4 現6-5 6-6	新6-1 6-2 6-3 6-4 新6-5 6-6
算	数	1	前後	現1-1 1-2 1-3 現1-4	現1-1 1-2 1-3 現1-4	新1-1 1-2 1-3 新1-4 1-5
		2	前後	現2-1 2-2 珠1 2 現2-3 2-4	現2-1 2-2 珠1 2 現2-3 2-4	新2-1 2-2 2-3 珠1 2 新2-4 2-5
		3	前後	現3-1 3-2 現3-3 3-4	現3-1 3-2 現3-3 3-4	新3-1 3-2 3-3 新3-4 3-5 3-6
		4	前後	現4-1 4-2 現4-3 4-4	現4-1 4-2 現4-3 4-4	新4-1 4-2 4-3 4-4 新4-5 4-6 4-7 4-8
		5	前後	現5-1 5-2 5-3 現5-4 5-5	現5-1 5-2 5-3 現5-4 5-5	新5-1 5-2 5-3 5-4 新5-5 5-6 5-7
		6	前後	現6-1 6-2 6-3 現6-4 6-5	現6-1 6-2 6-3 現6-4 6-5	新6-1 6-2 6-3 新6-4 6-5 6-6
理	科	3	前後	現3-1 3-2	現3-1 3-2	新3-1 3-2
		4	前後	現4-1 現4-2	現4-1 現4-2	新4-1 4-2 新4-3
		5	前後	現5-1 5-2 現5-3	現5-1 5-2 現5-3	新5-1 5-2 新5-3
		6	前後	現6-1 6-2 現6-3	現6-1 6-2 現6-3	新6-1 6-2 新6-3

- (注) 1 新とは「特別支援学校用教科書目録（平成23年度使用）」に登載されたもの。
 現とは「特別支援学校用教科書目録（平成22年度使用）」に登載されたもの。
 2 第4学年における「社会」（第3・4学年）については、平成22年度に給与された教科書を引き続き使用すること。
 3 珠は「珠算編」を示す。
 4 平成23年度後期に給与することとしている教科書については、平成23年度予算で措置されるものであるので、あくまで現時点での予定である。

別紙5

特別支援学校中学部視覚障害者用著作教科書（点字版）の給与形態

教科用図書の種類		学年	年度					
		前後	21	22	23			
国	語	1	前後	1-1 1-2 資1 1-3 1-4	1-1 1-2 資1 1-3 1-4	1-1 1-2 資1 1-3 1-4		
		2	前後	2-1 2-2 資2 2-3 2-4	2-1 2-2 資2 2-3 2-4	2-1 2-2 資2 2-3 2-4		
		3	前後	3-1 3-2 資3 3-3 3-4	3-1 3-2 資3 3-3 3-4	3-1 3-2 資3 3-3 3-4		
		社会	〈原則〉 第1学年（地理） 第2学年（歴史） 第3学年—公民	1	前後	地1 2 歴1 2 6 地資1 2 歴資1 地3 4 歴3 地資3 4 歴資2	地1 2 歴1 2 6 地資1 2 歴資1 地3 4 歴3 地資3 4 歴資2	地1 2 歴1 2 6 地資1 2 歴資1 地3 4 歴3 地資3 4 歴資2
				2	前後	地5 6 歴4 5 地7	地5 6 歴4 5 地7	地5 6 歴4 5 地7
				3	前後	公1 2 3 公資 公4 5 6	公1 2 3 公資 公4 5 6	公1 2 3 公資 公4 5 6
数	学	1	前後	1-1 1-2 1-3 1-4	1-1 1-2 1-3 1-4	1-1 1-2 1-3 1-4		
		2	前後	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5		
		3	前後	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5		
理	科 (第一分野・第二分野)	1	前後	(第一)1 2 (第二)1 (第一)3 (第二)2 3	(第一)1 2 (第二)1 (第一)3 (第二)2 3	(第一)1 2 (第二)1 (第一)3 (第二)2 3		
		2	前後	(第一)4 5 (第二)4 5 (第一)6 (第二)6	(第一)4 5 (第二)4 5 (第一)6 (第二)6	(第一)4 5 (第二)4 5 (第一)6 (第二)6		
		3	前後	(第一)7 8 (第二)7 (第一)9 (第二)8	(第一)7 8 (第二)7 (第一)9 (第二)8	(第一)7 8 (第二)7 (第一)9 (第二)8		
		英	語	1	前後	1-1 1-2 資1 2 3 4 5 1-3	1-1 1-2 資1 2 3 4 5 1-3	1-1 1-2 資1 2 3 4 5 1-3
				2	前後	2-1 2-2 2-3	2-1 2-2 2-3	2-1 2-2 2-3
				3	前後	3-1 3-2 3-3	3-1 3-2 3-3	3-1 3-2 3-3

- (注) 1 地は「地理」、歴は「歴史」、公は「公民」、資は「資料編」をそれぞれ示す。
 2 平成23年度後期に給与することとしている教科書については、平成23年度予算で措置されるものであるので、あくまで現時点での予定である。

別紙6

平成23年度における学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校視覚障害者用（点字版）一般図書一覧と給与時期

1 小学部

学年	教科		地 図	音 楽	家 庭	保 健
	前・後期用					
1	前期用		_____	小学生のおんがく1 (182ライト)	_____	_____
2	前期用		_____	小学生の音楽2 (182ライト)	_____	_____
3	前期用		_____	小学生の音楽3 (182ライト)	_____	みんなのほけん3・4年 (182ライト)
4	前期用		初等地図帳 (182ライト)	小学生の音楽4 (182ライト)	_____	_____
5	前期用		_____	小学生の音楽5-1 (182ライト) 小学生の音楽5-2 (182ライト)	家庭科5・6年1 〃 2 〃 3 (196ヘレン)	みんなの保健5・6年 (182ライト)
6	前期用		_____	小学生の音楽6-1 (182ライト) 小学生の音楽6-2 (182ライト)	_____	_____

[注]（ ）内は発行者の番号・略称である。

2 中学部

学年	教科		地 図	音楽・器楽	保健体育	技術・家庭
	前・後期用					
1	前期用	① 改訂日本地図 (181東点) 改訂世界地図 ② 社会科地図帳 (182ライト) ※①、②のいずれか	中学生の音楽1-1 (182ライト) 中学生の器楽1 (182ライト)	新・中学保健体育1 〃 2 〃 3 〃 4 (182ライト)	技術分野1 家庭分野1 〃 2 〃 2 〃 3 〃 3 〃 4 〃 4 〃 5 〃 5 〃 6 (196ヘレン)	
	後期用	_____	中学生の音楽1-2 (182ライト) 中学生の器楽2 (182ライト)	_____	_____	
2	前期用	_____	中学生の音楽2-3 上1 〃 上2 〃 下1 〃 下2 (182ライト)	_____	_____	
	後期用	_____	_____	_____	_____	
3	前期用	_____	_____	_____	_____	
	後期用	_____	_____	_____	_____	

[注]（ ）内は発行者の番号・略称である。

別紙7

「教科用特定図書等」の無償給与について

1 「教科用特定図書等」とは

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律第2条に規定されるもので、いわゆる拡大教科書及び点字教科書（以下、「拡大教科書等」という。）が該当する。

2 「拡大教科書」とは

ここでは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定済教科書を複製した図書をいい、法令上は「教科用拡大図書」という。

3 無償給与の根拠法及び参考法令等について

学校種等により異なるので留意すること。

(1) 特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級（以下、「特別支援学校等」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令、同法施行規則、教科書無償給与事務の手引（平成16年4月刊行）等

(2) 小・中学校の通常学級（以下、「通常学級」という。）については、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、同法施行令、同法施行規則、障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領等

4 「拡大教科書等」の給与について

(1) 給与の対象となる「拡大教科書等」

① 特別支援学校等の場合

教育委員会等の採択権者が「一般図書（特別支援学校・学級用）」として採択した拡大教科書等（採択されていないものは無償給与できない）。

② 通常学級の場合

在籍している学校において使用する検定済教科書の種類及び冊数に準ずるもので、

市町村教育委員会等が使用を決定した拡大教科書等。

なお、給与対象者については、「障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領」によるものとしているので、留意すること。

- (2) 拡大教科書等については、文字等の拡大等に伴う頁数の増等の理由により図書が分冊となる場合にあっては、当該分冊による冊数を1冊とみなし給与するので、各分冊ごとに納入指示書を作成すること。【特別支援学校等・通常学級共通】

5 「拡大教科書等」の無償給与に係る事務処理等

(1) 採択及び需要数報告

① 特別支援学校等の場合

前年度8月31日までに採択（無償措置法施行令第13条第1項）し、所定の期日までに文部科学省へ報告すること。

② 通常学級の場合

使用を決定し、所定の期日までに文部科学省へ報告すること。

(2) 需要数報告の留意事項【特別支援学校等・通常学級共通】

「拡大教科書等」発行者に対し、国との契約事務及び図書供給に関する事務内容等の事前説明を十分行い、

① 次年度に確実に供給できること

分冊となる「拡大教科書等」で、4月の授業開始前に全分冊が一括納入されずに分割して納入（いわゆる「分納」）となる場合は以下の点を確認すること。

ア 年度当初（4月）の授業で使用される分冊数が、確実に授業の開始前に納入できること。

イ 4月の納入以降も、学校での授業に支障が生じない時期に確実に納入できること。

② 国との図書購入契約の内容を承知した上で、契約締結する意思があることを確認の上、契約・供給が可能な「拡大教科書等」の需要数を文部科学省へ報告すること。

ただし、需要数の報告期限後に追加が生じた場合は、契約に係る事務処理を経て4月の供給（分納も可）が可能な場合、追加需要として無償給与の対象となるのでその都度速やかに報告すること。

(3) 契約及び無償給与【特別支援学校等・通常学級共通】

① 契約

国は、都道府県教育委員会より需要数報告のあった「拡大教科書等」について、「拡大教科書等」発行者との間に図書購入契約を締結する。契約の種類は、検定教科書と同様「拡大教科書等」の納入時期等に応じ、前期用、後期用、転学用の3種類を契約する。

なお、契約にあたり、「拡大教科書等」の単価が社会通念上、相当の理由を欠く場合には、図書購入契約を締結しないこととなるので、各教育委員会においては、「拡大教科書等」を採択するにあたり、必ず単価（予定単価）を考慮すること。

② 無償給与

国は、各契約に基づき納入された「拡大教科書等」を学校の設置者に無償給付する。学校の設置者は、国から給付された「拡大教科書等」を学校長を通じて児童生徒に無償給与する。

給与時期は、検定教科書と同様に、前期用は4月1日～15日の間、後期用は9月1日～15日の間、転学用は4月1日～2月末日までの間のその都度、それぞれ必要な時期に給与すること。

なお、「拡大教科書等」が分納になる場合は、契約上は納入時期等に応じて後期用又は転学用で処理するので、実施機関は発行者と連絡調整の上、納入指示書等の書類を適切に作成すること。その他、「拡大教科書等」の需要数の変更や分冊形態をとる拡大教科書等の納入時期の弾力的な取り扱い等について、不明な点があれば教科書課まで連絡すること。

(4) その他の事務処理等

① 特別支援学校等の場合

平成23年度に給与する「拡大教科書等」（検定済教科書発行者、大活字、キューズの発行する市販本に係るもの）の受領冊数報告については、システムを使用して作成した電子媒体の報告書と併せて、システムから出力した紙媒体の報告書により報告すること。

ただし、ボランティア団体等が作成する「拡大教科書等」の受領冊数報告については、平成22年度と同様、システムを使用せず、紙媒体による報告とすること。

② 通常学級の場合

平成23年度に給与する「拡大教科書等」の受領冊数報告については、平成22年度と同様、システムを使用せず、紙媒体による報告とすること。

別紙8

ボランティア団体等一覧表

番号	発行者名	番号	発行者名
V01	特定非営利活動法人 にじの会	V46	拡大写本のひろば
V02	埼玉県点訳研究会	V47	拡大写本ボランティアグループ「のあざみ」
V03	社会福祉法人 日本ライトハウス情報文化センター	V48	拡大写本みえの会
V04	宝塚点字友の会	V49	拡大写本るーべ・京都
V05	点訳サークル「ふれあい」	V50	拡大写本ルーベの会
V06	NPO法人 愛知視覚障害者援護促進協議会	V51	香芝拡大写本 トンボの会
V07	NPO法人ぼこ・あ・ぼこ	V52	柏市拡大写本サークル
V08	宇治拡大写本グループ	V53	金沢こだまの会拡大写本グループ
V09	岡山拡大写本の会	V54	岸和田拡大写本グループ「愛・アイ」
V10	貝塚市拡大教科書ボランティア	V55	下松エンラジスターの会
V11	拡大写本 所沢はなびら	V56	熊本NTT・OB拡大写本グループ
V12	拡大写本 れんげの会	V57	くらしき拡大写本の会
V13	拡大写本グループWA	V58	越谷市ボランティア連絡会 拡大写本グループ
V14	神奈川県視覚障害者援助赤十字奉仕団	V59	坂戸拡大写本の会
V15	社会福祉法人 岐阜アソシア	V60	相模原市拡大写本赤十字奉仕団
V16	鶴ヶ島拡大写本の会	V61	下丸子図書館拡大写本研究會
V17	山梨県拡大写本赤十字奉仕団	V62	すみれの会
V18	社団法人 全国教科書供給協会（点字）	V63	土筆の会
V19	江東区点字サークル 木曜会	V64	鶴見ブラインドメイト「ワルツ」 拡大写本グループ
V20	社会福祉法人 京都ライトハウス	V65	手作り拡大写本 かたつむりの会
V21	社会福祉法人 名古屋ライトハウス 名古屋盲人情報文化センター	V66	手作りの拡大写本グループはなびら
V22	点訳グループ「みちしるべ」	V67	天王寺区拡大写本ボランティアグループ
V23	点訳ボランティアグループ連絡会	V68	点友会
V24	奈良県視覚障害者福祉友の会 点訳グループ 青垣会	V69	豊島区立中央図書館ひかり文庫 拡大写本グループ
V25	アイサポート田布施	V70	豊明拡大写本 たんぽぽ
V26	厚木市点訳赤十字奉仕団 拡大写本部	V71	富田林市拡大写本作成グループ ゆめの会
V27	綾瀬市拡大写本奉仕会 ほたるの会	V72	浜松図交会
V28	泉佐野拡大写本グループ	V73	東住吉拡大写本グループ「さわやか」
V29	浦安拡大写本ルーベ	V74	平塚点訳赤十字奉仕団 拡大図書部
V30	浦和拡大写本の会	V75	福岡YWCA拡大写本グループ
V31	大宮拡大写本・銀のしずく	V76	福岡アンパン
V32	沖視協ボランティア友の会 拡大写本部	V77	福岡グループ あい
V33	小林聖心女子学院 たんぽぽ会	V78	福岡ひなげしの会
V34	拡大教科書「てくてく草津」	V79	藤沢市拡大写本グループ ひまわり
V35	拡大写本 こくぶんじ	V80	紅花の会 拡大写本班
V36	拡大写本「結の会」	V81	みたか拡大写本グループ
V37	拡大写本グループ あい	V82	やまぐち拡大教材ボランティア「あいさほ」
V38	拡大写本グループ 赤いくつ	V83	横須賀市点訳奉仕会 拡大写本部
V39	拡大写本グループ とんぼ	V84	横浜雙葉小学校母の会 拡大写本ボランティアグループ
V40	拡大写本ぐるーぶ ふうせん	V85	四街道拡大写本の会
V41	拡大写本グループeye・キャン	V86	(栗東) 拡大写本クローバー
V42	拡大写本グループ「アイリス」	V87	東淀川区拡大写本ルーベ
V43	拡大写本グループ「かわずの会」	V88	花巻市社会福祉協議会
V44	拡大写本郡山かわずの会	V89	拡大写本グループはなみずき
V45	拡大写本サークル「つばさ」	V90	秦野市点訳赤十字奉仕団

別紙9

平成23年度 標準拡大教科書発注先一覧

【H23.1.14現在】

通し番号	略称	発行者番号	発行者名	住所	問い合わせ先	拡大教科書供給ルート	納入指示書等の提出先	納入指示書等の提出に関する連絡先
1	東書	2	東京書籍株式会社	〒114-8524 東京都北区堀船2 の17の1	03(5390)7243	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
2	大日本	4	大日本図書株式会社	〒112-0012 東京都文京区大塚 3の11の6	03(5940)8676	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
3	開隆堂	9	開隆堂出版株式会社	〒113-8608 東京都文京区向丘 1の13の1	03(5684)6114	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
4	学図	11	学校図書株式会社	〒114-0001 東京都北区東十条 3の10の36	03(5843)9431	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
5	三省堂	15	株式会社三省堂	〒101-8371 東京都千代田区三 崎町2の22の14	03(3230)9412	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
6	教出	17	教育出版株式会社	〒101-0051 東京都千代田区神 田神保町2の10	03(3238)6848	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
7	信教	26	社団法人信濃教育会出版部	〒380-0846 長野市旭町1098	026(232)0291	社団法人信濃教育会出版部より直接送付	社団法人信濃教育会出版部	発行者へお問い合わせください。
8	教芸	27	株式会社 教育芸術社	〒171-0051 東京都豊島区長崎 1の12の15	03(3957)1175	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
9	清水	35	株式会社 清水書院	〒102-0072 東京都千代田区飯 田橋3の11の6	03(5213)7151 ~6	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。

10	光村	38	光村図書出版株式会社	〒141-8675 東京都品川区上大崎2の19の9	03(3493)2113	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
11	帝国	46	株式会社 帝国書院 ※中学校の地図については、「点友会」となります。	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3の29	03(3262)0830	小学校 各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
12	啓林館	61	株式会社 新興出版 社啓林館	〒543-0052 大阪市天王寺区大田道4の3の25	06(6775)6541	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
13	日文	116	日本文教出版株式会社	〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4の7の5	06(6695)1771	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
14	文教社	207	株式会社 文教社	〒760-0032 高松市本町6の22	087(851)2330	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
15	光文	208	株式会社 光文書院	〒102-0076 東京都千代田区五番町14	03(3262)3277	各都道府県特約供給所	教科書取扱書店 (各学校受持取次供給所)	最寄りの教科書取扱書店へお問い合わせください。
16	学研	224	株式会社 学研教育 みらい	〒141-8416 東京都品川区西五反田2の11の8	03(6431)1151	株式会社 学研教育みらいより直接送付	株式会社 学研教育みらい 学校教育事業部	発行者へお問い合わせください。
17	キューズ	—	株式会社 キューズ	〒160-0008 東京都新宿区三栄町25 Uビル3F	03(3358)1049	株式会社 キューズより直接送付	株式会社 キューズ	発行者へお問い合わせください。
18	大活字	—	株式会社 大活字	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-3 富士山房ビル6階	03(5282)4361	株式会社 大活字より直接送付	株式会社 大活字	発行者へお問い合わせください。

別紙10

平成23年度用教科書給与用紙袋の送付について

1 配付の趣旨

平成23年度に小学校（特別支援学校の小学部を含む。）第1学年に入学する児童の入学を祝うとともに、校長が当該児童に教科書を給与する際の便に資するため、文部科学省において教科書給与用紙袋（以下、「紙袋」という。）を作成し、配付する。

2 紙袋の種類

配送する紙袋は、平成22年度と同一の赤系色で、次の2種類とする。

- (1) I型 (JIS角型2号)
- (2) II型 (巾20cm、ひだ6cm、丈36cmの角底袋)

主としてI型は検定済教科書を給与する場合に、II型は検定済教科書以外の教科書を給与する場合に使用するものとする。

3 紙袋の配送方法

- (1) 文部科学省は、各都道府県から報告された数量の紙袋を、直接各小学校へ配送する。
(3月中旬)

紙袋を受領した各小学校は、配送業者が提示する受領書に記載された枚数と受領した枚数が一致しているかを確認の上、受領印（又はサイン）を押し、1部は配送業者へ渡し、1部は学校の控えとする。

- (2) 不足が生じた場合は、各学校において、配送業者へ連絡し、不足分を配送してもらう。
(入学式前日まで)

各小学校は枚数を確認の上、配送業者の提示する受領書に受領印（又はサイン）を押し、1部は配送業者へ渡し、1部は学校の控えとする。

教文ス第2893号
平成23年2月28日

各 教 育 局 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

史跡名勝天然記念物の新指定及び追加指定等について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、別記1及び別記2のとおり史跡の新指定及び名勝の追加指定・名称変更がありましたので、通知します。

- (生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財保護グループ)
- (生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財調査グループ)

別記1

種 別	史跡
名 称	かきのしま 垣ノ島遺跡

所在地	北海道函館市白尻町
地域	406番1、406番3、406番12、406番13、408番3、416番1、416番2、416番3、416番4、416番8、416番10、417番1、417番2、417番3、417番4、417番5、418番、419番1、419番2、420番、426番1、426番2、431番、432番、433番、434番1、434番3、434番4、434番5、438番、439番、440番1、440番2、441番1、441番2、442番、443番、444番、521番1、529番1、530番1、530番2、531番、532番1、533番、534番1、534番2、552番 北海道函館市白尻町443番と同521番1に挟まれ同439番と同552番に挟まれるまでの原野を含む。
面積	92,757.49平方メートル
指定基準	特別史跡名称天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の1（貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡）による。
指定の理由	垣ノ島遺跡は、北海道南部の太平洋に面する海岸段丘上、標高32mから50mの緩斜面に高密度で分布する多数の縄文時代遺跡の中でも、縄文時代早期前半から後期後半までの集落変遷が途切れることなく追える唯一の遺跡である。 また、遺跡の規模は南北500m、東西200mの約10万m ² に及ぶ、他のどの遺跡よりも大きく、当該地域においては拠点的な集落遺跡として位置付けることもできる。 特に、早期後半の土坑墓群とそれらに副葬された多数の足形付土版の存在、前期前半には約5,800年前に噴火した駒ヶ岳を起源とする火山灰と軽石の堆積により、生活痕跡が一時的に全くなくなること、中期には一辺10mほどの竪穴建物群が急増して遺跡の規模が最大級になり、出土土器から東北北部との交流がうかがえること、後期初頭から前半に構築された盛土遺構は、南北120m、東西100mの北側が開く「コ」字状を呈し、北海道南部から東北北部の盛土遺構の中でも最大級の規模を有すること、さらには、後期後半を最後に遺跡が全くなくなる事実等は、自然環境との関係を含め、北海道はもちろん東北北部を含めた北日本の縄文時代遺跡の在り方を考える上で極めて重要である。
指定年月日	平成23年2月7日（文部科学省告示第11号）

別記2

種別	名勝
名称	ピリカノカ 九度山（クトゥンヌプリ） 黄金山（ピンネタイオルシペ） 神威岬（カムイエトゥ） 襟裳岬（オンネエンルム） 瞰望岩（インカルシ） カムイチャシ
追加指定地の所在地及び地域	北海道紋別郡遠軽町西町1丁目 国土調査法（昭和26年法律第180号）による第XⅡ座標系を基準とするP1地点（X=7065.145メートル、Y=101303.873メートル）、P2地点（X=7085.692メートル、Y=101303.686メートル）、P3地点（X=7184.282メートル、Y=101351.233メートル）、P4地点（X=7143.356メートル、Y=101447.273メートル）、P5地点（X=7101.539メートル、Y=101429.454メートル）、P6地点（X=7085.716メートル、Y=101466.587メートル）、P7地点（X=7054.833メートル、Y=101454.862メートル）、P8地点（X=7028.047メートル、Y=101432.053メートル）、P9地点（X=7015.641メートル、Y=101413.219メートル）、P10地点（X=7011.340メートル、Y=101361.892メートル）、P11地点（X=7013.382メートル、Y=101361.726メートル）、P12地点（X=7012.019メートル、Y=101344.623メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 北海道虻田郡豊浦町字礼文華 国土調査法（昭和26年法律第180号）による第XⅠ座標系を基準とするK1地点（X=マイナス157787.087メートル、Y=30219.265メートル）、

	<p>K 2 地点(X=マイナス157969.262メートル、Y=30301.800メートル)、 K 3 地点(X=マイナス157845.460メートル、Y=30575.063メートル)、 K 4 地点(X=マイナス157708.828メートル、Y=30513.162メートル)、 K 5 地点(X=マイナス157704.583メートル、Y=30414.374メートル)、 155地点(X=マイナス157704.073メートル、Y=30402.497メートル)、 214地点(X=マイナス157730.924メートル、Y=30343.230メートル)、 K25地点(X=マイナス157745.819メートル、Y=30310.353メートル) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考 地域に関する実測図を北海道教育委員会、遠軽町教育委員会及び 豊浦町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。</p>
追加指定地の指定基準	<p>国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の名勝5の岩石、洞穴、8の砂丘、砂嘴、海浜、島嶼、11の展望地点のうち、我が国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いものによる。</p>
指定の理由	<p>アイヌの物語・伝承、祈りの場、言語に彩られた優秀な景勝地群を、アイヌ語で「ピッカノカ」（美しい・形）と総称して保護を図る。</p>
追加指定地の概要	<p>比高約78mの岩塊から成り、アイヌの古戦場又は神祭の場と伝えられ、「遠軽」の語源となったとされる「瞰望岩（インカルシ）」と、噴火湾に突き出た茶津岬の南端に位置し、アイヌの神聖な祭場、海上の見張り台、防御などの役割を持ったとされる「カムイチャシ」を追加指定するとともに、名称を変更する。</p>
追加指定年月日	<p>平成23年2月7日（文部科学省告示第18号）</p>

